

株式会社 トモニー・きずな
虐待防止のための指針

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であるという認識のもと、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定められた理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに、虐待の早期発見・早期対応に努める。

なお、本指針でいう虐待の定義とは、利用者に対する次のいずれかに該当する職員の行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、前掲(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止に向けた組織に関する事項

(1) 当社では、虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その開催結果についてはそれぞれの職員に周知徹底を図る。

(2) 委員会において検討する事項は、次のとおりとする。

- ① 職員研修の実施に関すること。
- ② 虐待について職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ③ 職員が虐待を把握した場合に行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ④ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

- ⑤ 再発の防止策を講じた際の効果についての評価に関すること。
- (3) 委員会の構成員は、役員、部長をはじめ、それぞれの部門・事業所の総括、チーフとする。なお、必要に応じてその他の職員等を参加させることができる。
- (4) 委員会は、適時開催するとともに、虐待の発生時には必要に応じて随時開催する。
- (5) 当社に、虐待の防止のための責任者を置く。
- (6) 当社に、虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止に関して、職員に対し、運営基準に定めるとおりそれぞれの部門・事業所が提供するサービスの区分に応じて研修を実施する。

4. 虐待発生時の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 職員が他の職員による利用者への虐待を発見した場合は、速やかに責任者へ報告を行う。また、虐待者が責任者本人であった場合は、他の上席者へ報告及び相談を行う。
- (2) 責任者は、苦情相談窓口を通じての相談や発見者からの相談及び報告を受けた場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待者に事実確認を行う。また、虐待者が責任者の場合は、他の上席者が責任者に事実確認を行う。更に、必要に応じてその他の関係者から事情を確認し、その経緯の概要の整理を時系列で行う。
- (3) 事実確認の結果、虐待が事実であることが確認された場合は、虐待者に対応の改善を求めるとともに、就業規則等に則り必要な措置を講ずる。
- (4) 上記の対応を行ったにも関わらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、行政機関へ相談する。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案の発生原因を検証し、原因を除去するとともに、再発防止策を書面で作成して全職員に周知する。
- (6) 虐待の発生後、再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて行政機関へ報告する。
- (7) 必要に応じて、関係機関や家族・地域住民等に対するの説明及び報告を行う。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに行政機関に報告するとともに、その原因の速やかな除去に努める。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 利用者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等がいつでも自由に閲覧することができるように、各部門・事業所内に掲示するとともに、当法人のホームページで公表する。

7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

(1) 成年後見制度の利用支援

利用者の人権等の権利擁護のため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、利用者が成年後見制度を活用できるように支援を行う。

(2) 虐待に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を社長に報告するとともに、個人情報取り扱いに留意して相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処し、対応の結果は相談者にも報告する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。